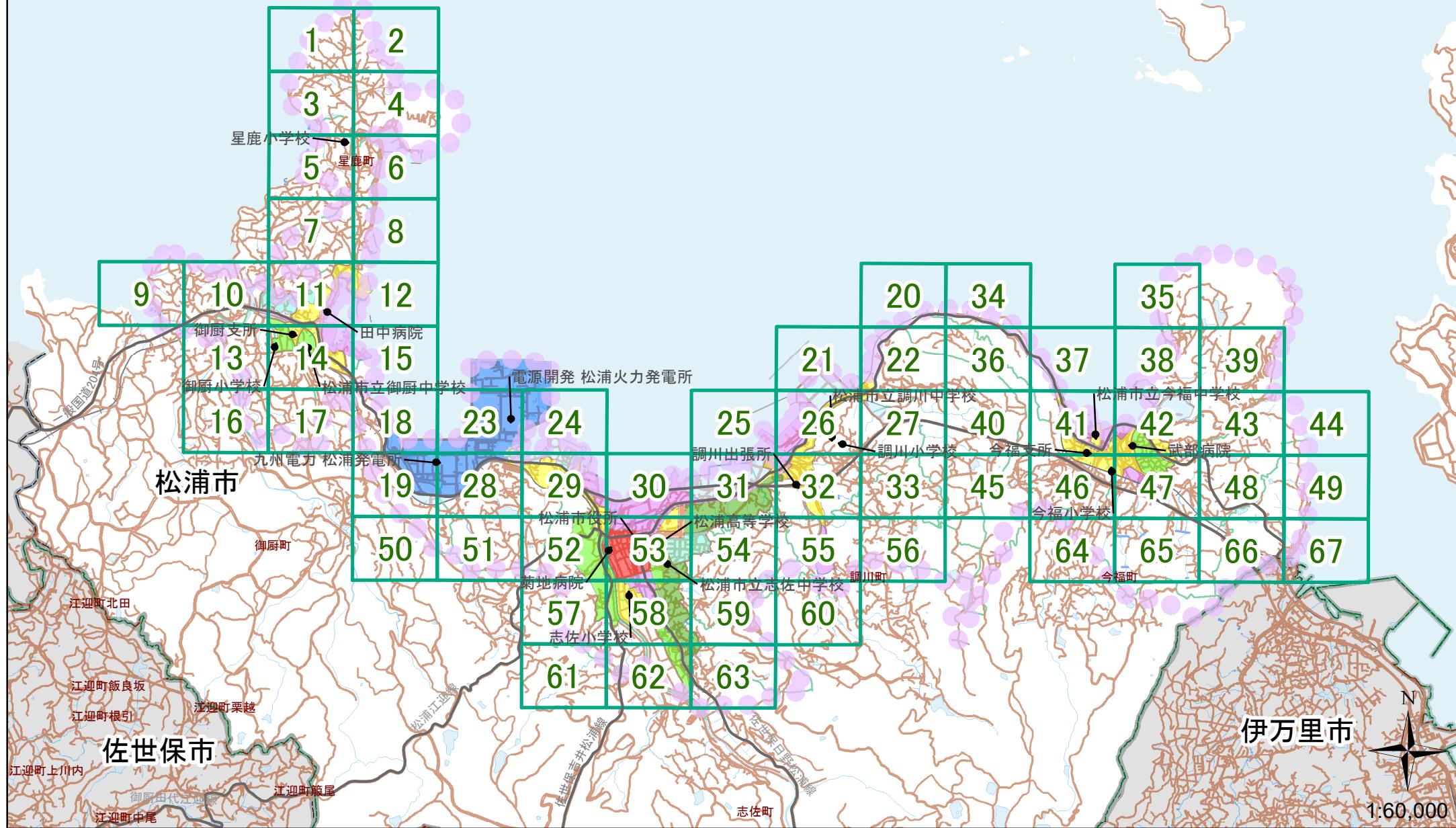


広域図



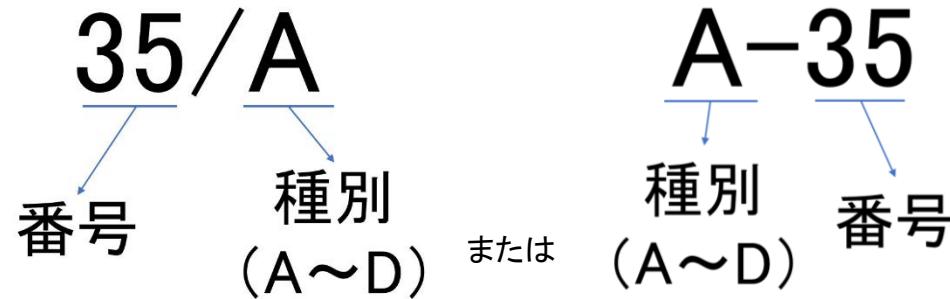
«利用規約»

- ・ 本図は本規約への同意なしに利用することは出来ません。本図を利用される場合は、本規約に同意しているとみなされます。また、「利用上の注意」を読むことなく本図を利用するこ^トとを禁止します。
- ・ 本図は、建築基準法第42条第2項および第3項の規定による指定道路（以下、本道路）の位置を種別毎に色分けして表示したものです。建築基準法上の道路すべてを表示しているものではありません。
- ・ 本図は、本道路の位置の概要を示したものであり、本道路の中心線、本道路の幅員、境界位置及び起終点の正確な位置などを示すものではありません。
- ・ 本図は、次の資料として用いることはできません。
 - (1) 土地の所有権境を判断する資料
 - (2) 権利義務が発生するもの、不動産取引等のための資料
 - (3) 各種申請、届出等の資料
 - (4) 建築基準法上の道路に関する証明
 - (5) その他、「本道路の位置の概要を確認する」以外の目的に使用する資料
- ・ 本図は指定時の図をデジタルデータとして復元したものであることから、地図データ作成による誤差が含まれています。
- ・ 本図の利用にあたり、利用料は発生しません。
- ・ 本図により提供する情報に関する著作権は長崎県に帰属します。著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製転用することを禁止します。
- ・ 本図で得られた情報を営利目的や商業目的に利用することを禁止します。
- ・ 長崎県は、本図の利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等につきまして、一切の責任を負いません。

«利用上の注意»

- ・ 本図に記載している本道路の位置は、指定時の図を根拠としていますが、詳細な調査等により、予告なく位置、種別等が変更になる場合があります。
- ・ 本図の背景には国土地理院発行の基盤地図情報を利用してますが、現況の地形、建築物と異なる場合があります。
- ・ 本図に記載している施設等の名称には古い名称が記載されている場合があります。
- ・ 本図で示している都市計画区域の境界線は、参考として記載しているもので、正確な区域の境界は市や町の都市計画を所管する部署へお尋ねください。
- ・ 権利や義務の発生するもの、各種取引の資料とするものなど、正確な情報が必要な場合は、適時ご来庁のうえ、窓口で詳細を確認してください。また、現地の状況と相違があるなど、疑義がある場合等についても、同様です。
- ・ 電話、FAX、メール等での問い合わせは、錯誤等を招く恐れがあるため、原則お断りしております。
- ・ 利用規約および本注意事項について、予告なく変更になる場合があります。

道路の番号について



A～D の各道路には、上のような番号および記号が記載されています。ここには「/」(スラッシュ)または「-」(ハイフン)を挟んで、道路の番号と道路の種別が記載されています。位置指定道路は指定番号が記載されています。道路の種別の説明は、以下のとおりです。

- A 道路(第 42 条第 2 項) 凡例: 法施行の際または法施行後都市計画区域として指定された際現に建築物が建ち並んでいて、現に存在する幅員 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているもので、4 メートルに指定する道をいう。
- B 道路(第 42 条第 3 項) 凡例: 法施行の際または法施行後都市計画区域として指定された際現に建築物が建ち並んでいて、現に存在する幅員 4 メートル未満 1.8 メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているもので、2.7 メートル以上 4 メートル未満に指定する道をいう。
- C 道路(第 42 条第 2 項) 凡例: 法施行の際または法施行後都市計画区域として指定された際現に建築物が建ち並んでいて、現に存在する幅員 1.8 メートル未満の道で、一般の交通の用に供されているもので、4 メートルに指定する道をいう。
- D 道路(第 42 条第 3 項) 凡例: 法施行の際または法施行後都市計画区域として指定された際現に建築物が建ち並んでいて、現に存在する幅員 1.8 メートル未満の道で、一般の交通の用に供されているもので、2.7 メートル以上 4 メートル未満に指定する道をいう。
- 位置指定道路(第 42 条第 1 項第 5 号) 凡例: 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法または密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。